

# グローバル競争法セミナー

2017年9月15日

(JPタワー・カンファレンスルーム)

岩田合同法律事務所  
弁護士 松田 章良  
弁護士 佐藤 喬城

## 講師プロフィール 弁護士 松田章良 (AKIRA MATSUDA)



岩田合同法律事務所弁護士(2008年弁護士登録)。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール(LL.M.)卒業(Harlan Fiske Stone賞)、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月よりシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所に出向中。

キャピタル・マーケット及びM&A案件を中心とするクロスボーダーの企業取引及び紛争案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。また、近時は日本・シンガポール・EUにおけるデータプロテクション(個人情報保護)に係る案件を多数取り扱っている。競争法分野では、日系企業が米国・欧州において関与した複数の国際カルテル被疑事件(自動車関連分野、電機分野等)に関与するほか、日系企業・外資系企業に対して、日本の独占禁止法及びシンガポールの競争法に関する助言を行っている。

《連絡先》

岩田合同法律事務所

TEL: +81 3 3214 6282 E-MAIL: [amatsuda@iwatagodo.com](mailto:amatsuda@iwatagodo.com)

Drew & Napier法律事務所

TEL: +65 6531 4112 E-MAIL: [akira.matsuda@drewnapier.com](mailto:akira.matsuda@drewnapier.com)

## 講師プロフィール 弁護士 佐藤喬城 (TAKAKI SATO)



岩田合同法律事務所弁護士(2010年弁護士登録)。2007年東京大学法学部、2009年東京大学法科大学院、2016年コロンビア・ロースクール(LL.M.)各卒業。

国内のM&A案件及びジェネラル・コーポレート案件を主に扱うほか、国際カルテルを中心とするクロスボーダーの紛争・調査案件を手掛けている。東南アジア及び東アジア地域における日本企業の海外進出・展開・撤退に係る案件についての経験も多数有する。

《連絡先》

岩田合同法律事務所

TEL: +81 3 3214 6437

E-MAIL: [tsato@iwatagodo.com](mailto:tsato@iwatagodo.com)

## 講師: ケン・ユースイング



- Steptoe&Johnsonワシントンオフィスのパートナー弁護士。同事務所の独占禁止法・競争法グループに所属する(前リーダー)
- カルテル及び派生する民事損害賠償請求訴訟の弁護・防御に25年以上の経験
  - 「ドーンレイド(立入調査)」
  - 米国、欧州その他の政府当局調査
  - リニエンシー／アムネ스티申請
  - 民事損害賠償請求及び和解に関する戦略
  - コンプライアンスプログラム
- 最近の実績の一例: JAL(旅客及び貨物輸送)、LG化学(リチウムイオン電池)、フェデックス、全米生乳生産者連盟(NMPF)
- 現在、日本の自動車部品会社を弁護
- 国際企業結合、ジョイントベンチャー、流通、及び、技術関連の市場支配的地位の濫用に関して日常的に助言

## 講師: パット・リーハン



- Steptoe&Johnsonワシントンオフィスのパートナー弁護士。ホワイトカラー犯罪防御グループ及び証券訴訟グループに所属
- 広範囲の政府当局調査において企業及び個人を弁護
  - カルテル
  - 証券詐欺
  - 不正請求防止法
  - 食品医薬品局(FDA)及びヘルスケア関連法違反
- 最近の実績の一例: 研究サービス会社(不正請求防止法)、栄養補助食品会社(詐欺、連邦食品・医薬品・化粧品法違反、マネーロンダリング)、防衛請負会社(調達詐欺)
- 現在、日本の自動車部品会社、独自自動車部品会社の役員を弁護

## 講師: ジョンニコラ・マイヤール



- Steptoe&Johnsonブリュッセルオフィスのパートナー弁護士。同事務所の独占禁止法・競争法グループに所属
- 欧州／仏／英の独禁法に17年の経験:
  - ドーンレイド対応、12件
  - カルテル及び調査対応、15件
  - セクター聞取り調査、4件
  - カルテル及びドーンレイド訴訟対応、12件
  - 市場支配的地位の濫用に関する調査及び訴訟、4件
  - コンプライアンスプログラム、60件以上
  - 企業結合による市場支配対応、100件以上
- 最近の代理事例:小麦粉、ヨーグルト、家電製品、決済システム、貨物輸送の行動に関する案件
- 発売予定の「Competition Damages Actions in the EU」(Elgar発行、2017年(第2版))の共著者の一人

# I セミナーの概要

## 1 米国における実務最新動向

### 1 トランプ政権下における独禁法違反の執行状況

- ① 独禁法違反の執行の積極性に变化?
- ② 処罰対象:会社から個人へ

### 2 各種ルールのアップデート

① 従業員引き抜き禁止協定に関するルール	新たに犯罪行為として訴追される
② リニエンシーに関するルール	責任の重い個人について免責を認めないという新たな類型
③ 罰金の計算に関するルール	算定に当たって支払能力を考慮(減額の可能性)

## 2 EUにおける実務最新動向

### Vestager競争政策担当委員(欧州委員会)の下での競争法違反の執行状況

- ① 垂直協定規制の執行強化:ECOMERS分野への注力、デジタル時代に対応する新たな理論
- ② 他方で、カルテル執行はペースダウン
- ③ 企業結合規制:“harm to innovation”(「イノベーションの阻害」)理論

# I セミナーの概要 (Cont)

## 3 米国における民事独禁訴訟対応の実務

### 1 米国の民事独禁訴訟の特徴

### 2 訴訟戦略

- ① Motion to Dismiss (訴え却下の申立て) の利用
- ② Class Certification (クラス認証) の争い方
- ③ Summary Judgment (陪審による証拠に基づく事実認定を経ずに裁判官の判断のみで下される判決) の申立ての利用
- ④ 有利な和解を得るための戦略

## 4 EUにおける民事訴訟制度の改革

### 1 従前の民事訴訟の利用状況: 低調

### 2 Damage Directive (EU損害賠償指令、2016年12月27日施行)

- ① EU加盟国各国裁判所への民事訴訟の提訴をしやすくする各種の制度の導入

### 3 Damage Directiveにより生じる影響

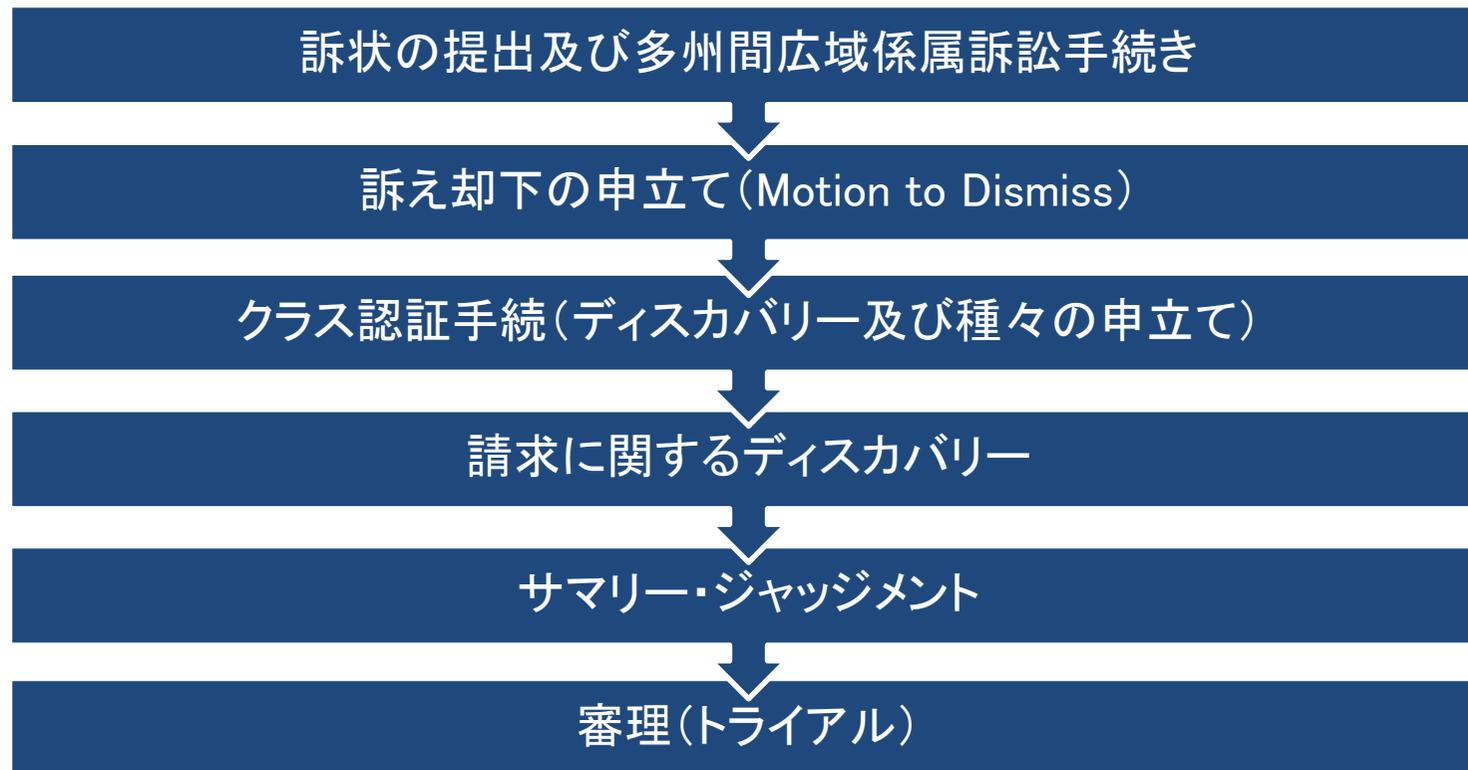
## II 前提となる知識(概略)

### 1 米国におけるリニエンシー・プログラム

- カルテル行為を告白した「第一位」の会社にアムネ스티(刑事罰の免責)を付与
  - (従来の)効果:企業・役職員とも完全に刑事罰が免責される。→最近の重要な変更について後述
  - 日本と異なり、「第二位」「第三位」は、アムネ스티の対象ではない
- 「第二位」「第三位」の会社の罰金の減額や、役職員の刑事罰の免責は、基本的には司法取引によって実現される
  - 会社は罰金の減軽を受ける
  - リニエンシー申請した第一位の者に次いで(早期に)有罪を認め司法取引に応じた会社は、その後に司法取引に応じた共謀他社よりも格段に有利な量刑を受けることができる  
→司法取引でも「早い者勝ち」
  - 役職員のうち、責任の重い者が「カーブアウト」される＝起訴の対象となりうる(100%起訴されるわけではない)
  - 「カーブアウト」されない従業員は、起訴されない
- アムネ스티は、民事上の責任(損害賠償責任)においても有利な効果を発揮
  - ACPERA法上、民事の損害賠償請求訴訟において、DOJからアムネ스티を付与された被告会社が、原告と「協力」した場合、①3倍賠償はなく、かつ、②他の被告会社との連帯債務も負わない。

## II 前提となる知識(概略)

### 2 米国におけるクラス・アクションの流れ



## II 前提となる知識(概略)

### 3 クラス・アクションの特色・用語

- 単に多数の者が原告になる訴訟と何が違うか？
  - 共通点を持つ一定範囲の人々を「クラス」として、クラスを代表する一人～数人の者が、それらの人々から特段の授権・委任を受けることなく、訴訟を進行できる
  - クラス代表者が行った訴訟の結果に、クラスの全構成員が拘束される
- 「クラス認証」(Class Certification)とは？
  - 原告は、一定の範囲の人々を「クラス」として設定して、クラス・アクションを提訴する
  - この提訴が適法であるためには、「クラス」の設定が、一定の要件を満たす形でなされる必要がある
  - 提訴されたクラス・アクションが、この要件を満たし適法である、という裁判所の判断が、「クラス認証」
- 「オプト・アウト」とは？
  - クラスが認証された段階で、原告が、構成員となり得る人々全員に、クラスが認証されたことを告知する
  - 告知を受けて、クラス・アクションに加わる(=代表者の行った訴訟追行の結果に拘束される)ことを望まない人は、クラスを離脱することができる・・・「オプト・アウト」
- 「直接購買者」／「間接購買者」とは？
  - 直接購買者:カルテルの対象となった商品を被告(=カルテル参加企業)から直接購入した者
  - 間接購買者:被告製品を販売した第三者(販売店や小売店)から当該商品を購入した者
  - 連邦法上は、直接購買者にしか原告適格がない
  - しかし、一部の州では、州法上、間接購買者にも原告適格を認める

### III イン트로ダクション: 日本における独禁法違反を理由とする民事訴訟の概要

#### 1 民事独禁訴訟の2類型

- Follow-on型とStand-alone型

Follow-on型	執行当局が取り上げた事件について、当事者が民事上の損害賠償請求訴訟を提起する。かかる訴訟を通して、被害者を救済し、もって違反行為を抑止する効果がある。
Stand-alone型	執行当局が取り上げない事件について、当事者が独自に民事上の損害賠償請求を行う。かかる訴訟を通じて、被害者の救済が可能となる。

- 日本においても、実は両方の制度が用意されている。

Follow-on型	独占禁止法25条に基づく損害賠償請求
Stand-alone型	独占禁止法24条に基づく差止請求／民法709条に基づく損害賠償請求

- しかし、日本では、独占禁止法に基づく民事訴訟が提起される件数は非常に少ない。

## 2 日本における民事独占禁訴訟の係属件数

- 独占禁止法24条(差止請求)または25条(損害賠償請求)に基づく民事訴訟の利用件数は少数に留まる。

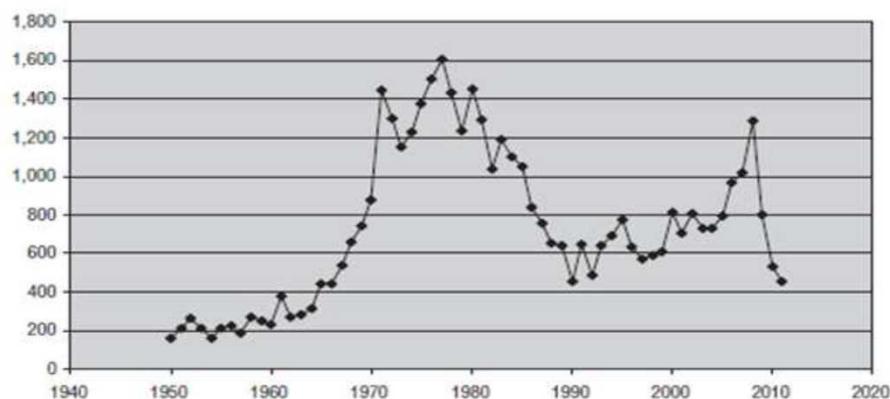
期間	差止請求訴訟の係属件数 (年末時点)	損害賠償請求訴訟の係属件数 (年末時点)
平成27年	4件	2件
平成26年	4件	2件
平成25年	5件	11件
平成24年	7件	28件
平成23年	14件	32件
平成22年	10件	30件

出典:公正取引委員会・年次報告(各年度)

- 民法709条に基づく請求については網羅的な統計がないが、独占禁止法25条に基づく請求よりも利用頻度は高いというのが実務家間での認識。

### 3 米国・EUとの利用件数の比較

#### (1) 米国



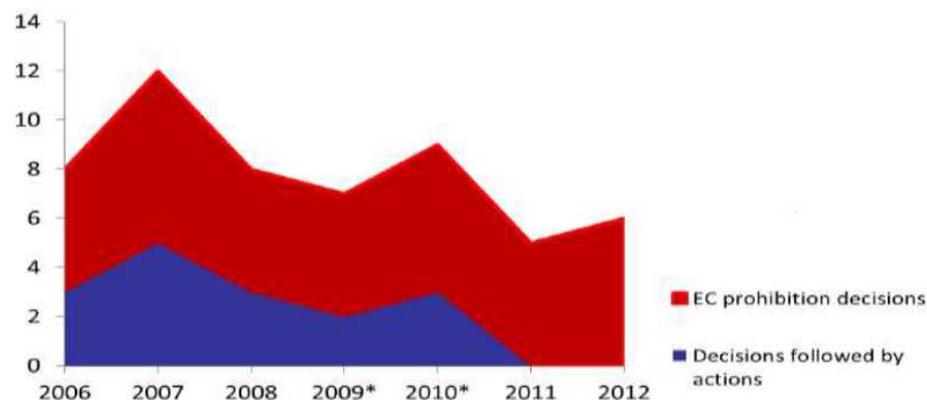
Source: Kolasky (2012).

#### • 米国と日本の制度の比較

	米国	日本
3倍賠償	あり	なし
連帯責任かつ求償権なし	あり	なし
クラスアクション	あり	なし

### 3 米国・EUとの利用件数の比較 (Cont)

#### (2) EU



Source: presentation by Mr. De Smijter at the ABA (July 2013). (\*) includes re-adoption decisions

- EUでは、Stand-alone民事訴訟はほぼ存在せず、Follow-on民事訴訟も上記のとおり少数であるといわれてきた。2006～2012年になされた欧州委員会による54件の違反決定のうち、民事訴訟が提起された事案は15件にすぎず、民事訴訟の件数全体としても52件に留まる。
- 今後：2016年12月27日に施行された新たなDamages Directive (EU損害賠償指令) の影響によりFollow-on民事裁判の提起が増加すると見込まれる。

## 4 日本における損害賠償制度：民法709条と独占禁止法25条

- 民法に基づく請求と独占禁止法に基づく請求の比較

	民法709条	独占禁止法25条
故意・過失の立証	必要	不要
公取委による排除措置命令等の確定	不要	必要
消滅時効（除斥期間）	損害及び加害者を知った時から3年（不法行為の時から20年）	命令等の確定した日から3年
管轄裁判所	一般の民事訴訟と同様	東京地裁の専属管轄
公取委への求意見	制度としてはなし	裁判所が損害額について任意で公取委の意見を求める制度あり(拘束力なし)

## 5 日本における損害賠償制度：独占禁止法25条の意義

### カルテルの場合

違反行為が認定できれば、事業者は通常それが違法であることを知っていたか、知らないことに過失があったといえるため、独占禁止法25条において故意・過失が不要とされる意義は乏しい。そのため、独禁法25条を利用するメリットはあまりなく、むしろ民法709条の方が多用されているとさえいわれる。



### カルテル以外の違反行為の場合（不公正な取引方法等）

カルテルのような誰の目にも明らかな違法行為とは異なり、当事会社が日常的に行ってきた業務やビジネスモデル自体が問題となるため、違反行為の認定とは別途、故意・過失の立証が必要となりうる。

Ex. 野村証券損失補填株主代表訴訟事件

このため、故意・過失の立証を不要とする独禁法25条に基づく請求が、民法709条に基づく請求よりもメリットを有する場合が多い。

## 6 独占禁止法24条:差止請求制度利用のハードル

- 2001年に差止請求訴訟が導入されて以来、57件以上提起  
→ しかし、差止めが認容された裁判例は仮処分1件、本案1件のみ
- 「著しい損害」が要件となる: 損害賠償請求よりも高度の違法性が要求されるため、原告にとってはハードルが高い
- 「著しい損害」の有無についての裁判例: 原告に生じる損害(売上・収益への影響)のみならず、行為態様の悪質性等を含めた総合的な判断がなされる傾向

裁判所が認定した妨害行為の特徴	著しい損害
原告が倒産するとの風説の流布を取引先に対して行った事案	あり
被告タクシー会社が原告ら(個人タクシー事業者)のタクシー乗り場への乗り入れに対し、タクシーの前に立ちはだかる、タクシーを割り込ませる等、物理的な実力を組織的に用いた妨害行為を行った事案	あり
原告の売上・収益に与える影響のみが検討された事案	なし

## 7 日本における損害賠償請求：原告による立証の負担

### 1 証拠収集の困難性

- ① 原告が独力で証拠を収集することは困難(特に秘密裏に行われるカルテル)
- ② 相手方からの証拠収集：ディスカバリー制度が不存在

### 2 有力な証拠収集方法-公取委の事件記録の開示

- ① 審判制度の廃止(平成25年)により、審判記録閲覧謄写請求手続が廃止された
- ② 通常訴訟と同様の文書送付嘱託・文書提出命令
- ③ リニエンシーに基づき提出された資料は開示しない公取委の方針

### 3 公取委の命令の拘束力

- ① 制度的に裁判所の事実認定を拘束する効力は与えられていない(独占禁止法25条についても、排除措置命令等の確定は、提訴のための要件にすぎない)
- ② 審判制度廃止前は、裁判所は、公取委の判断に事実上の推定力を与えていた
- ③ 審判制度廃止により、公取委の命令も、他の行政機関の発する行政処分と変わりがなくなったため、裁判所が事実上の推定力を認めるかは未知数である(そのような可能性は低いという見解もある)
- ④ 以上に照らし、Follow-onの場合でも原告が証拠収集に労力をかける必要あり